



申告は

期間は2月17日(月)

昨年の市県民税申告の様子



市県民税の申告

市役所で受け付け

二月十七日 から三月十七日
まで(土日曜・祝日を除く)

の、午前九時から午後五時までに市役所2階市民税課へ。郵送でも受け付けます。

各コミュニケーションセンターでも
次の日程で市役所以外でも、
申告を受け付けます。

日時 3月4日 5日

6日、午前9時30分～11時30分
会場 第一コミュニケーションセンター
第二コミュニケーションセンター
第三コミュニケーションセンター
第五コミュニケーションセンター

市県民税の申告が必要な人
一月一日現在 市内に住所があり、次に該当する人は市県民税の申告をしてください。

営業・農業・その他の事業・不動産・配当などの所得があった
給与所得者で給与のほかに農業・不動産・配当・雑などの所得があった
年金・恩給のみを受けていた人で各種控除(社会保険料・扶養など)がある
病気、失業、学生などで所得がなく、誰の扶養にもなっていない
パートなどの収入があった
非課税の所得(遺族年金・障害基礎年金など)があった。



申告書は自分で記入しましょう

農業所得も申告が必要

農業所得も收支計算で所得の計算をすることが原則です。給与所得を主としている人も、農業所得と給与所得や退職所得以外の所得(不動産・利子・配当など)の合計額が二十万円を超えるときは確定申告を、二十万円以下の場合、市県民税の申告をしてください。
なお、家事消費(自家用・贈答用など)も申告が必要です。

申告用紙とその記入

該当すると思われる人には申告用紙を二月七日に郵送。用紙が届かなくても、前記の条件に当てはまる人は、市民税課支所・出張所へ請求してください。申告書は「市県民税の申告書の手引」を参考に、自分で記入しましょう。

市県民税の申告が不要な人

税務署へ所得税の確定申告をした
給与所得だけで勤務先から「給与支払報告書」が提出されている。

問い合わせは市民税課
890 6203へ。